

県南広域振興局長告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年12月3日

県南広域振興局長 小 島 純

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370902181	社団医療法人西城病院	訪問介護ステーション ホスピス西城	一関市八幡町2番38号	令和6年11月30日

2 訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370902199	社団医療法人西城病院	訪問看護ステーション ホスピス西城	一関市八幡町2番38号	令和6年11月30日